

越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

自然環境活用部会 規約 (改定案)

(名称)

第1条 「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」(以下、協議会という。)規約第5条に基づき「自然環境活用部会」(以下「活用部会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 活用部会は、次の事項について、検討を行う。

- (1) 協議会規約第2条の内、越後平野の自然の価値や魅力を活かした地域の活性化、地域づくりに関すること
- (2) その他、協議会の会長又は活用部会の部会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 活用部会には、部会長1名、副部会長1名を置き、部会長及び副部会長は、事務局の推薦によってこれらを定める。

- 2 部会長は、活用部会を代表し、部会の円滑な運営と進行を総括する。副部会長は、部会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 部会長は、部会の検討経緯及び結果を協議会へ報告する。
- 4 委員は別表に掲げる者によって構成する。ただし必要に応じ、委員を追加することができる。
- 5 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(活用部会の招集)

第4条 活用部会は、協議会の会長又は活用部会の部会長が招集する。

- 2 活用部会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 河川部に置く。

(会議の公開)

第6条 活用部会の会議は原則として公開する。ただし、野生動植物の保護や個人情報保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、活用部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規約は、令和4年12月16日から施行する。

令和6年7月31日一部改定

令和7年〇月〇日一部改定